

## 50,000 種類を超える化学物質等による健康障害の予防対策

### 環境・健康

職場での使用化学物質等（安衛法届出物質）は約 57,000 種類を数え、毎年新たに約 500 種類以上の化学物質等が職場に導入されています。しかしながら、法令による規制物質あるいは有害性情報が得られる物質は、極一部にしか過ぎません（表.1）。

ヒトの生体にとって異物である化学物質等は、程度の差こそあれ有害性を有しており、現時点では有害性が明らかでない物質についても、とりあえず一般的な化学物質等による健康障害の予防対策（表.2）を講じ、有害性等が明らかとなった時点で対策を見直すことが望まれます。

表.1 使用化学物質等数と法規制、有害性情報該当物質数

法令、有害性情報等		該当物質数
化学物質等	職場での使用化学物質等（安衛法届出物質）	約 57,000
	新規導入化学物質数（1年あたり）	約 500 以上
法規制	安衛法特別規則による規制	130 弱
	MSDS（化学物質等安全データシート）交付義務付け	640 弱
有害性情報	日本産業衛生学会：許容濃度	約 200
	米国 ACGIH：許容限界値	約 700
	欧州委員会 REACH システム使用許可物質（予定）	約 1,400

※ 該当物質数は、年々変化（増加）し、また MSDS は SDS（安全データシート）となっています。

表.2 化学物質等による健康障害の予防対策

環境気中への発散・拡散防止	設備の密閉化などによる発散の防止
	局所排気装置などによる拡散の防止
人体への侵入等防止 （呼吸器、皮膚、消化器）	保護具の使用による呼吸器、皮膚からの進入等の防止
	手洗いの励行などによる経口摂取の防止

### kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	職場巡視、衛生診断	労働衛生コンサルティング
	作業者の有害物質曝露状況	個人曝露モニタリング
	既設の局所排気装置等の性能	局所排気装置等の性能検査
改善	作業環境への有害物質の発散抑制	排・換気設備の改善、設置
	有害物質の吸入等防止	呼吸用保護具等の販売、教育
教育	作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育